附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（公認会計士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の公認会計士法施行規則（以下この条において「新公認会計士法施行規則」という。）第十四条第一号ニ及び第三十九条第一号への規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する年度又は会計年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した年度又は会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新公認会計士法施行規則第二十五条第二号及び第二十六条の規定の適用については、令和六年七月一日（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の十一の四第二項に規定する大規模監査法人にあっては、令和五年七月一日）以後最初に開始する被監査会社等（同法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。）の会計期間（同法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。）の開始の日（第四項及び第五項において「適用開始日」という。）の前日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　新公認会計士法施行規則第六十九条の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る計算書類に添付する監査報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る計算書類に添付する監査報告書については、なお従前の例による。ただし、当該監査報告書のうち施行日以後に終了する会計年度に係る計算書類に添付するものについて適用することを妨げない。

4　新公認会計士法施行規則第九十三条の規定は、適用開始日前に開始する年度又は会計年度に係るものについては、適用しないことができる。

5　新公認会計士法施行規則第九十五条及び第九十六条の規定は、適用開始日の前日までの間は、適用しないことができる。

6　新公認会計士法施行規則別紙様式第二号一．6．及び記載上の注意一．6．a．の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（業務補助等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日における第二条の規定による改正後の業務補助等に関する規則第三条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上である者の同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（公認会計士等登録規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日において現に第五条の規定による改正後の公認会計士等登録規則第二条第三号ホ又はヘに掲げる場合に該当している公認会計士等（同号イに規定する公認会計士等をいう。）は、施行日から起算して六月以内に、当該ホ又はヘに定める事項を記載した公認会計士等登録規則第六条第一項の変更登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。

府　令　・　省　令

○内閣府厚生労働省令第一号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　加藤　勝信

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　法第十五条第一項第二号に規定する業務に関する事項（新設）
三　法第十五条第一項第三号に規定する安定供給確保支援業務に関する事項	三　法第十五条第一項第四号及び第五号に規定する調査及び研究に関する事項
四　（略）	四～十　（略）
五～十一　（略）	（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）
（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）	**第十九条**　令第一条第二項（令附則第九条（令附則第十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。
第十九条　令第二条第二項（令附則第九条（令附則第十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。